

## 本号で公布された条例のあらまし

### ◇知事等の給与等の特例に関する条例等の一部を改正する条例（平成25年香川県条例第40号）

- 1 他の都道府県における職員の給与水準の変化の動向などの諸情勢を踏まえ、平成26年3月31日までの期間において講じている給与の減額措置の一部について、その減額割合の引上げ等を行うとともに、当該措置の終了にあわせて地域手当の支給地域等を見直すため、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日の属する月の翌月の初日から施行することとした。ただし、一部の規定は、平成26年4月1日から施行することとした。